

都心臨海部における象徴的なみどり空間の創出基本計画等検討業務委託
業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

都心臨海部における象徴的なみどり空間の創出基本計画等検討業務委託

2 履行期間

契約決定の日から令和9年3月26日（金）まで

3 履行場所

都市整備局まちづくりプロジェクト推進課

4 業務目的

都心臨海部に象徴的なみどり空間を創出することで、横浜の新たな象徴となる都市景観を創出するとともに、暑熱対策への寄与など、都市環境の改善を推進します。また、日常的に自然を身近に感じられる場として、市民や来街者が快適に過ごしながら、多様な活動や体験を楽しみ、憩いと交流を生み出す空間を提供します。

これらの取組を、水際線まちづくりコンセプトプランに基づくまちづくり（以下、「水際線まちづくり」という）と一体的に推進することで、都心臨海部全体の魅力を高め、都市のブランド力のさらなる向上につなげていきます。

本業務は、象徴的なみどり空間の創出を先行して実施している大通り公園リニューアルの方向性も踏まえながら、都心臨海部にふさわしい「都市の緑のコンセプト（理念・あり方）」を策定し、その理念の一部を赤レンガパーク及び高島中央公園の2拠点で同時に具現化する“象徴的なみどり空間”の基本計画を策定することを目的とします。

5 整備箇所の考え方

(1) 赤レンガパーク（港湾緑地：港湾法における港湾環境整備施設）

ア 所在地

中区新港1丁目1

イ 敷地面積

57,009 m²

ウ 用途地域等

商業地域（建蔽率80%、容積率400%）

横浜港臨港地区

みなとみらい21新港地区 地区計画

景観計画（景観推進地区：みなとみらい21新港地区）

都市景観協議地区（みなとみらい21新港地区B地区）

エ 整備の方向性

大規模イベント等に多く利用されており、海や港、歴史的建造物、背景にみなとみらいの象徴的な高層建築群といった横浜を象徴する要素が一体的に視界に入る、都市アイコンそのものと言える空間です。

広がる海や歴史的建造物等のまち並みに、緑という魅力をさらに加えることで、水際線の新たな象徴となる都市景観を創り出します。また、みどり空間を創出することにより、観光・イベント時にも暑熱対策や滞在性向上に資する多機能化した都市型の港湾緑地へと進化させ、さらに多くの人を呼び込んでいきます。

オ 配慮事項

- ・赤レンガパーク内には、地下埋設物や荷重制限等があるため、考慮した計画の検討が必要となります。
- ・水際線まちづくりの中で、赤レンガパークと象の鼻パークをつなぐペDESTリアンブリッジの計画があるため、ブリッジとの取り合い（位置や高さ等）などの調整が必要となります。
- ・休憩棟及び赤レンガパーク第二駐車場付近については、関係局と協議、調整が必要となります。
- ・水際線まちづくりの中で、新たなにぎわい・集客施設の計画があるため、調整が必要となります。
- ・水際線まちづくりの中で、旧横浜港駅プラットホーム周辺の計画があるため、調整が必要となります。
- ・歴史的建造物として、赤レンガ倉庫、旧横浜港駅プラットホーム、旧税関事務所遺構については、保存等の配慮が必要です。
- ・赤レンガパークは、国有地となっているため、必要に応じて国との協議が必要となります。
- ・赤レンガパークでは、年間を通じて、定期的なイベントが開催されているため、実績に応じた一定のスペース確保が必要です。
- ・景観計画等で規定されている赤レンガ倉庫への見通し景観の確保が必要です。（みなとみらい21新港地区街並み景観ガイドライン P22、P23）

(2) 高島中央公園（都市公園）

ア 所在地

西区みなとみらい5丁目2-2

イ 敷地面積

13,962 m²

ウ 用途地域等

商業地域（建蔽率 80%、容積率 600%）

みなとみらい21中央地区 地区計画

景観計画（みなとみらい21中央地区）

都市景観協議地区（みなとみらい21中央地区）

エ 整備の方向性

居住、ビジネス、観光・エンタメ機能が集積する都市の中心に位置し、働く人、住む人の日常を支え、来街者の目的地にもなる、多様な人々が集まる公共の空間です。

都心で働く人や市民と来街者利用との調和がとれ、豊かな緑の中で、憩い、遊び、交流ができる空間を整備します。また、水際線とまちをつなぐ縦軸（キング軸）と周辺街区を結び付ける拠点として、都市の回遊性を高めるとともに、快適に過ごせる空間を創出し、滞在性の向上を図っていきます。

高密度な都心部において、ヒートアイランド緩和や雨水貯留、防災機能の向上、健康・ウェルビーイング向上といった環境インフラとしてのみどりの価値を高めていきます。

オ 配慮事項

・日常利用やイベント利用

地元や地域団体、周辺企業等が日常利用やイベント、防災訓練等に利用している広場があるので、整備後も同様の利用ができるスペースの確保が必要となります。

・計画にあたっては遊具の検討が必要となります。

・公園内には、地下埋設物があるため、考慮した計画の検討が必要となります。

・公園内には、災害用地下給水タンクが埋設物として設置されているため、支障なく利用ができること、また荷重制限やタンクの構造等を想定した計画の検討が必要となります。

・周辺の計画として、52 街区事業者による歩道橋及びトイレ整備が予定されています。（2027 年 5 月竣工予定）

・みなとみらい21 中央地区景観計画で、景観重要公共施設の中での景観重要都市公園に指定されているため、景観計画「第2章 みなとみらい21 中央地区における景観計画」の記載内容に基づいた計画や調整が必要となります。

・公園内には、平成 20 年度にヨコハマ市民まち普請事業により選考及び提案され、平成 21 年度に整備が行われた箇所があるため、経緯や背景等を踏まえた計画の検討が必要となります。

6 業務内容

(1) 都市のみどりのコンセプト（理念・あり方）の検討（図1 参照）

象徴的なみどり空間の創出を先行して実施している大通り公園リニューアルに加え、新たに赤レンガパーク、高島中央公園の3つのみどりの拠点を含め、既存のみどりと合わせて、都心臨海部の魅力を高め、ブランド力のさらなる向上に資するみどり空間を創出し、育てていくための緑化の考え方、方向性を整理し、都市のみどりのコンセプトを検討するものとします。

(2) 赤レンガパークにおける基本計画の策定（図2 参照）

・「5 整備箇所の考え方」を踏まえ、それを実現するためのデザイン、配置等について検討を行い、基本計画として取りまとめるものとします。

・「水際線まちづくりコンセプトプラン」の中で、示されているペDESTリアンブリッジの整備を踏まえた計画としてまとめるものとします。ペDESTリアンブリッジの接続部については、駐車場を存置し、駐車場の上部を利用し接続する計画や関係局との調整を踏まえた計画などの複数案を検

討するものとしてします。

(3) 高島中央公園における基本計画の策定（図3参照）

- ・「5 整備箇所の考え方」を踏まえ、それを実現するためのデザイン、配置等について検討を行い、基本計画として取りまとめるものとしてします。
- ・高島中央公園に接する市道高島台第 242 号線（とちのき通り）及び市道高島台第 243 号線の歩道空間におけるみどりの計画等についても検討を行うものとしてします。
- ・隣接街区の開発を踏まえ、より魅力あるキング軸整備の検討を行うものとしてします。

(4) 関係者調整の支援

- ・赤レンガパーク及び高島中央公園における基本計画の策定にあたり、地元や事業者などの関係者との調整にあたって、合意形成を図るための説明資料等を作成するものとしてします。

(5) 概算事業費及び事業スケジュールの検討

- ・赤レンガパーク及び高島中央公園における基本計画について、整備に係る概算事業費の算出及び事業スケジュールを作成するものとしてします。

(6) 成果品の作成

- ・(1)から(5)までの事項を報告書にとりまとめ、成果品を作成するものとしてします。

7 成果品の提出

(1)本業務の成果品は次のとおりとする。

ア 報告書 3部

イ 電子納品 1式（図やパースの電子納品のデータは jpg 形式と pdf 形式の両方とする）

ウ その他委託者が指示するもの

(2) 成果品作成等に当たっては、委託者と協議し、委託者の指示に従うこと。

(3)成果品、作成した資料及びその著作権は横浜市の所有とし、受託者は横浜市の承認を得ずに使用または公表できません。

(4)成果品の提出先は、横浜市まちづくりプロジェクト推進課とします。

8 その他

(1)受託者は、業務の実施にあたり、委託者と十分に協議を行ってください。

(2)受託者は、業務の進捗状況等について、委託者に適宜報告を行ってください。

(3)本業務を進めるにあたり、仕様書等に明示のない場合または疑義が生じた場合には、受託者と委託者とですみやかに協議するものとしてします。

都市のみどりのコンセプト検討 業務範囲図

図 1



※業務範囲は、横浜駅、みなとみらい、関内・関外、山下ふ頭を中心とするエリアとします。

赤レンガパーク 業務範囲図

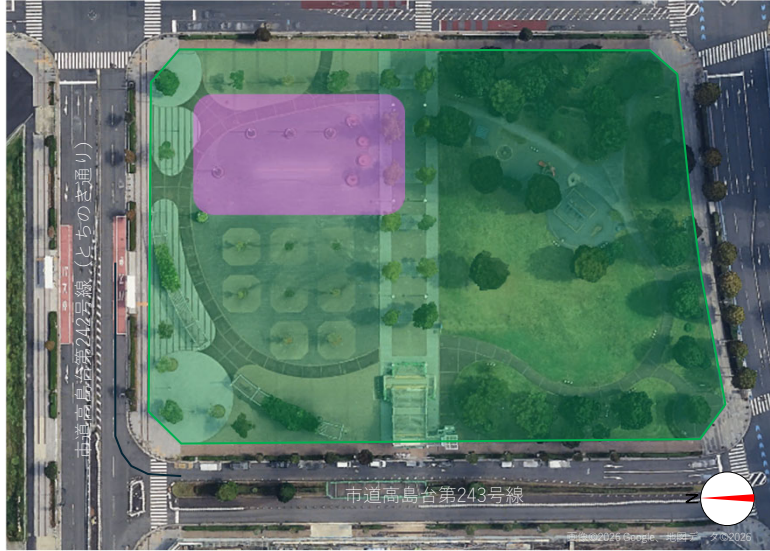
図 2



- 検討エリア
- ベデストリアンブリッジ想定位置
- 旧横浜港駅PF及び蒸気機関車想定地
- 旧税関事務所遺構
- 特にイベントで利用されるエリア
- 赤レンガパーク第二駐車場

高島中央公園 業務範囲図

図 3



- 検討エリア
- 災害用地下給水タンク